

三次市外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

外国語指導助手（ALT）を小学校外国語活動・英語活動及び外国語科，中学校外国語科の指導に従事させることにより，児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに外国語教育の充実に資するため，市内の全小・中学校に外国語指導助手を計画的に配置し，配置に伴う外国語指導助手の管理・運営を適正に行う。

本業務の遂行にあたっては，より質の高い英語教育を提供できる管理・運営体制を求める公募型プロポーザル方式により，受託候補業者を特定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度外国語指導助手派遣業務委託

(2) 契約の種類

派遣契約

- ・ 外国語指導助手の業務履行は，外国語指導助手が学校に滞在する時間が業務履行時間となり，業務指示は学校長および教員の指揮命令による。
- ・ 外国語指導助手の学校における労務管理は学校が行う。
- ・ 外国語指導助手の採用・研修・指導・管理等の業務は委託業者が行う。

(3) 外国語指導助手の業務内容

ア 三次市の方針及び各小・中学校の指導計画に基づく外国語活動・英語活動及び外国語科授業における英語指導

イ 年間指導計画，学習指導案，授業設計等作成時の情報提供

ウ 授業反省，分析，評価への参加

エ 英語指導に使用する教材作成及び提供

オ 児童生徒の活動及び学習状況に対する評価

カ 国際理解教育の一環としての交流事業等での指導

キ 三次市及び学校が主催する研究会，研修会，会議等での指導

ク 学校行事への参加

ケ 学校における児童・生徒との交流，英語指導

コ 小・中学校教諭に対する語学指導

サ 小・中学校教諭を対象とした授業力向上研修等の研修の実施

シ 英語スピーチコンテスト等での評価，講評

ス その他三次市が必要と認め，委託業者が合意した事項

(4) 業務履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日とする。ただし，以下の期日においては，業務の履行を要しないが，行事等に参加の際には，協議の上，変更できるものとする。

- ・ 学年始休業日
- ・ 夏季休業日
- ・ 冬季休業日
- ・ 学年末休業日
- ・ 土曜日，日曜日
- ・ 祝日

(5) 業務履行日数

業務履行日数は、前項の業務履行期間のうち、年間185日を下限とし年間200日を上限とする。

(6) 配置時間

配置時間は午前8時15分から午後4時45分まで（休憩45分）とする。

(7) 配置人数

11名

(8) 配置先

①三次市立小学校（21校）

河内小学校，三次小学校，粟屋小学校，十日市小学校，八次小学校，酒河小学校，清河小学校，神杉小学校，田幸小学校，和田小学校，川地小学校，川西小学校，甲奴小学校，小童小学校，君田小学校，布野小学校，作木小学校，吉舎小学校，八幡小学校，みらさか小学校，三和小学校

②三次市立中学校（12校）

三次中学校，十日市中学校，塩町中学校，川地中学校，八次中学校，甲奴中学校，君田中学校，布野中学校，作木中学校，吉舎中学校，三良坂中学校，三和中学校

(9) 事業費

款) 10教育費 項01) 教育総務費 目03) 教育振興費 事業) 教育振興経費
令和6年度 59,000千円（債務負担行為）

3 担当部局

三次市教育委員会 学校教育課

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話 0824-62-6187 FAX 0824-62-6288

E-mail gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp

4 参加資格要件

- (1) 三次市の競争入札参加資格者名簿（業種：役務の提供，人材派遣）に登載されていること。（三次市の競争入札参加資格の認定を受けていない場合は，所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類を学校教育課へ提出。契約担当課において，入札参加資格認定に準じた審査を行い，資格を満たすかどうかを判断し，同等と認められたものは参加できるものとする。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 労働派遣事業許可証を有し，派遣元責任者講習の受講と労働局への受講証明書の提出を行っていること。
- (4) 当該業務での3年以上の実績を有し，確実に業務の履行及び継続ができること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合にあっては，裁判所からの更生手続開始決定がされ

ている者。

- (6) 三次市暴力団排除条例（平成23年三次市条例第18号）第6条の規定により排除措置等を受けていないこと。
- (7) 国税，市税等に未納がないこと。
- (8) その他市長が必要と認める事項

5 参加表明手続

- (1) 申込期間
令和5年10月6日（金）から11月2日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 申込方法
参加意向申出書（様式第1号）に記入，押印のうえ，持参または郵送で提出する。
郵送の場合は簡易書留郵便とし，上記期限までに到着したものに限り。

6 実施要領に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問書の提出
質問は，任意の様式で電子メールで担当課へ提出する。
なお，質問書には，担当の部署，担当者氏名，電話，ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを併記すること。電話での質問は受け付けない。
- (2) 質問の受付期間
令和5年10月17日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 質問に対する回答
提出された質問については，令和5年10月27日（金）までに，全事業者へ一斉に電子メールで回答する。

7 説明会について

本プロポーザルに係る説明会は開催しない。

8 企画提案書作成要領

- (1) 提案内容
参加意向申出書を提出した者は，実施要領により提案書及び参考見積書を作成すること。
- (2) 文書様式
ア 提案書（A4縦 任意様式）
 - ①会社情報（経営（企業）理念，業務内容等，外国語教育に対する考え方・取組，ALT派遣業務を適切に実施するための方策等）
 - ②外国語指導助手配置実績（ALT派遣業務実績，配置実績，ALT総数等）
 - ③外国語指導助手採用方針・採用方法等（ALTを採用する体制，採用基準，採用方法，スケジュール等）
 - ④外国語指導助手研修体制（採用時の研修期間・内容等，業務中の研修期間・

内容等)

- ⑤事業内容（三次市における展開可能な事業計画，外国語教育の向上に向けた創意工夫，外国語教育におけるALTの効果的な活用法，児童生徒の英語によるコミュニケーション能力向上に向けた取組）
- ⑥評価体制（勤務評価，授業評価）
- ⑦外国語指導助手管理体制（ALT担当スタッフ体制，労務管理・サポート管理体制，ALTの欠勤の交替等の対応，危機管理，法令遵守（トラブルや災害時の対応等），学校及び教育委員会からの要望への対応）
- ⑧価格

なお，次に挙げる項目については，各質問についての回答を明記すること。

項目	質 問
②助手（講師） 配置実績	・外国語指導助手の総数 ・過去3年間の配置実績
④研修体制	・外国語指導助手研修の内容と回数
⑦管理体制	・外国語指導助手の就業マニュアルについて

イ 参考見積書（A4縦 任意様式）

本実施要領の2で示す業務の事業費の上限（消費税含む）以内で，参考見積金額（消費税含む）を記載すること。

(3) 提出方法

持参または郵送とする。

郵送の場合は簡易書留郵便とし，下記期限までに到着したものに限り。

(4) 提出先

担当部局

(5) 提出期限

令和5年11月24日（金）午後5時まで（必着）

(6) 提出部数

10部（書面）

※ 9部は社名等の提案者が特定される記載は行わない。残りの1部はホッチキス留めせずクリップ等で留め提出すること。

(7) 著作権等の取扱い

採用された提案の著作権は，三次市に帰属する。

9 ヒアリングについて

(1) ヒアリングの有無

提案書についてヒアリング（プレゼンテーション方式）を行う。

(2) 日時

令和5年12月19日（火）

(3) ヒアリングの内容

提案書についての説明（15分）

質疑応答

プレゼンテーションソフトのみ使用を認めるものとし、用意する機材等の詳細は別途通知する。

10 失格事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがある。
- (2) 提出者又はその関係者は、審査に関して、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とする。

11 審査方法及び審査基準等

(1) 審査方法

三次市外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル審査委員会で、提出された提案書及びヒアリングを基に別紙審査基準により審査を行い、評価点の最も高い者を受託候補者とする。次の者を次点受託候補者とする。

(2) 審査結果の通知

令和6年1月上旬予定

提案者へ結果を郵送にて通知する。特定された受託候補者及び次点受託候補者とそれぞれの評価点を三次市ホームページで公表する。それ以外の提案者名は非公表とし、評価点のみ公表する。

審査結果について、電話等での問い合わせには応じない。

12 契約に関する基本的事項

市は、受託候補者と提案内容を基に業務内容及び委託料について協議を行い、協議が調った場合に見積書を徴し、予算の範囲内で委託契約を締結する。

受託候補者と業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、次点受託候補者と当該業務について協議を行うものとする。

13 スケジュール

令和5年10月 6日（金）	公募開始
令和5年10月17日（火）	質問書の受付期限
令和5年10月27日（金）	質問に対する回答期限
令和5年11月 2日（木）	参加意向申出書の受付期限
令和5年11月24日（金）	提案書の受付期限
令和5年12月19日（火）	ヒアリング（プレゼンテーション方式）実施
令和6年 1月上旬	審査結果の公表・提案者へ通知
令和6年 1月下旬	契約締結（予定）

1 4 その他の留意事項

- (1) 企画提案に関するすべての費用は、参加申請業者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後、内容の追加及び修正は認めない。
- (4) 参加意向申出書及び提案書の提出は、1参加企業につき1申請とする。
- (5) 提出書類は、目的以外には使用しない。
- (6) 募集要項配付後は、関係部署及び学校教育課への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (7) 三次市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、委託業者の企画提案書及び審査結果の平均点を公表するものとする。
- (8) 参加意向申出書の提出者が無い場合は、本プロポーザルを取りやめる。取りやめる場合は、市ホームページに掲載し公表することとする。
- (9) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加申請業者に対して市は一切の責任を負わないものとする。